

# 普天間基地の即時撤去を求め、辺野古への新基地建設に反対する意見書

2011（平成23）年12月22日

内閣総理大臣 野 田 佳 彦 殿  
外務大臣 玄 葉 光 一 郎 殿  
防衛大臣 一 川 保 夫 殿

仙台弁護士会会員有志46名  
(別紙名簿)

## 第1 意見の趣旨

- 1 普天間基地の速やかな閉鎖・撤去を求める。
- 2 辺野古への新基地建設計画（普天間基地代替施設建設計画）の即刻撤回を求める。当然、辺野古への新基地建設に向けた環境影響評価の評価書の提出にも断固反対し、提出の断念を求める。

## 第2 意見の理由

### 1 はじめに

日本政府は、アメリカ政府との合意を根拠に、米軍普天間基地の撤去とともにその代替施設としてキャンプシュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する計画を進めようとしており、2011年6月21日の日米安全保障協議委員会（2プラス2＝外交軍事閣僚協議）においても、普天間基地の代替施設として辺野古にV字形滑走路を建設することが確認された。

また、2010年12月21日には、前原誠司外務大臣（当時）が辺野古への代替施設移設が進展しない限りは普天間基地が存続することになる旨を明言し、現政府も辺野古への新基地建設に向けた環境影響評価（アセスメント）の評価書を年内に沖縄県に提出しようとしている。

しかし、この政府の方針は、以下に述べるとおり、日本国憲法の平和主義に反するとともに、人権侵害を容認し、かつ、沖縄県民の意思を踏まえないものであるから、私たちはこれに強く反対する。

### 2 軍事同盟は日本国憲法と相容れない

日本政府の上記方針は、日米安保条約の重要性を根拠とする。

しかし、日米安保条約は、米軍の日本駐留及び軍事基地使用を認めており、軍事的解決を許容する軍事同盟である。これは、戦争放棄及び軍備不保持を定め、非軍事的手段によって平和を構築することを理念とする日本国憲法前文及び第9

条と相容れないものである。

したがって、日米安保条約を拠り所とすること自体が日本国憲法の平和主義に抵触するものであり、上記方針の正当化根拠にはならない。

### 3 普天間における人権侵害・普天間基地の早期閉鎖・撤去の必要性

普天間基地は、海兵隊のヘリ部隊が駐留している米国外唯一の基地であるが、学校・病院などの公共施設を含む住宅密集地域に存在し、「世界一危険な飛行場」と称されている。2004年8月には、沖縄国際大学に米軍大型ヘリが墜落炎上したこともあり、周辺住民は、住宅地上空を爆音を轟かせながら低空で飛行する米軍機によって、いつ墜落してくるかもしれないという恐怖と、爆音・振動などに悩まされ、会話妨害、通話妨害、テレビ・ラジオの聴取妨害、趣味生活や知的作業の生活妨害、睡眠障害という日常の基本的生活利益の侵害やこれらに伴う精神的苦痛等の重大な被害を受けている（福岡高裁那覇支部2010年7月29日判決。同判決は、「米国では、域外の飛行場を含めて飛行場周辺にはクリアゾーンが設定されているが、普天間飛行場周辺では、クリアゾーンに属すべき地域に学校、病院等の施設が存在しており、そのため、普天間飛行場は『世界一危険な飛行場』と称されている。」と判示している。）。

これは、地域住民の人格権、さらには、日本弁護士連合会「平和的生存権および日本国憲法9条の今日的意義を確認する宣言」（2008年10月3日人権擁護大会）や名古屋高裁2008年4月17日判決で確認された平和的生存権の侵害である。地域住民の人権侵害が現に存在している以上、一刻も早く人権侵害状況を解消するために普天間基地は速やかに閉鎖・撤去されなければならない。

この点、政府は、普天間基地を辺野古に移設する日米合意が履行されない限りは普天間基地が継続使用になるとの姿勢を示しているが、地域住民の人権を無視するものであって断じて容認できない。政府は、一刻も早く普天間基地の閉鎖・撤去に着手すべきである。

### 4 辺野古への新基地建設計画の即刻撤回を求める

#### （1）沖縄の実情

悲惨な沖縄戦に巻き込まれ筆舌に尽せぬ被害を被った沖縄県民は、日本国憲法制定後も、「銃剣とブルドーザーによる土地接収」といわれる強制的土地接収などの過酷な米軍支配を経験した。

また、1972年の日本復帰後も、過大な在日米軍基地負担を強いられ、今なお、全ての在日米軍専用施設の約74%が、国土面積のわずか0.6%に過ぎない沖縄に集中している。これに関しては、2010年3月16日、国連の

人種差別撤廃委員会が、日本政府に対して、「沖縄における不均衡な軍事基地の集中が住民の経済・社会・文化的権利の享受に否定的な影響がある」と指摘しているところもある。

沖縄では、米軍基地が存在することによって様々な事件・事故（例えば、米兵による殺人・強盗・強姦などの犯罪、米軍機墜落事故・ひき逃げ事故など）が発生し、沖縄県民は日常生活上様々な被害を受け続け、また重大な人権侵害に晒され続けてきた。

このように、沖縄は戦時中はもとより、戦後も米軍基地が存在するが故の甚大な被害を受け続けているのであり、この点がまず確認されるべきである。

## （2）辺野古の自然環境とそれを享受する権利

辺野古沖海域及びその周辺は、絶滅危惧種であるジュゴンが生息し、海洋生物の産卵場、ジュゴン・ウミガメの餌場としての豊かな藻場や美しい珊瑚礁が広がるなど、豊かな自然が残されている自然の宝庫ともいるべき地域でもある。辺野古地区への基地移設は、豊かな自然を破壊し、漁業にも深刻な悪影響を与える、何よりも、海とともに生きてきた辺野古の人たちの静かな暮らしを脅かすものである。とりわけ、2008年1月24日、サンフランシスコ連邦地方裁判所は、いわゆる沖縄ジュゴン訴訟において、現状のままでの辺野古崎地区での新基地建設は、他国（日本）の天然記念物であるジュゴンの保護をも義務付けた米国の国家歴史保存法に違反していると判示している。

野生生物との共生を図り、生物多様性を守り、それによりもたらされる恵沢を享受することが現在及び将来の人の権利であることは、日本弁護士連合会「野生生物の共生のための生物多様性保全法の制定を求める決議」（2006年10月6日人権擁護大会）で確認されているところであり、辺野古への新基地建設はこのような権利を侵害するものであると言わざるを得ない。

## （3）日米合意の性質と沖縄県民の意思

ア 辺野古移設は、国会の承認を経ずに日米間の首脳・閣僚で合意されたものであるが、このような重大な事項について国会審議を経ずに決定することは、国民主権の観点から疑問がある。

イ 沖縄では、2009年11月18日及び2010年4月25日に数万人規模の県内移設反対県民大会が開催され、2010年1月の名護市長選挙では辺野古移設反対の候補者が当選したほか、沖縄県議会でも2010年2月24日に全会一致で「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書」が採択されているなど、普天間基地の早期

撤去と県内移設反対の意思が明確に表明されており、それは現在も変わっていない。

にもかかわらず、基地により最も被害を受ける地域住民の上記意思に反して新基地建設を決定することは、地方自治の本旨（憲法第92条）の一つである住民自治の観点から重大な疑義があると同時に、沖縄県民の尊厳を踏みにじるもので、個人の尊厳（憲法第13条）の趣旨にも反すると言わざるを得ない。

#### （4）差別の構図

沖縄弁護士会は、2010年12月13日付「沖縄への新たな米軍基地建設に反対する決議」において、上記の点を指摘し、かつ、「今まで沖縄県内における新たな米軍基地が建設されるとすれば、それは、沖縄県にのみ過重な負担を強い続けるという意味において、法の下の平等を定めた日本国憲法第14条の精神に反する」と表明している。

沖縄県にのみ過重な基地負担を押しつけることは、人権と民意を無視した差別に他ならない。日本政府の沖縄差別の意識は、2011年11月28日の沖縄防衛局長（当時）の沖縄侮辱発言からも垣間見られる。

#### （5）辺野古新基地建設計画の正当性は見出しがたい

現在計画されている辺野古新基地は、2本の滑走路のほかヘリパッド（ヘリコプター離着陸帯）も複数兼ね備え、性能に疑問が呈されている垂直離着陸機MV22オスプレイを常駐配備する予定である。この新基地建設には、前述した問題を克服するだけの必要性・合理性・許容性は認められない。

近代立憲主義は、国家権力が独断的に行動し、国民の権利を合理的理由なく制限すること禁止している。それ故、辺野古新基地建設に際しても、住民の権利を侵害するものである以上、政府はまずもって住民の権利や意思を侵害するだけの必要性・合理性の存在、そしてそれが憲法上許容されるものであることを説明しなければならない。

しかるに、政府は抑止力や日米同盟の重要性を言うのみである。抑止力については、鳩山由紀夫元首相が方便であった旨開陳しており正当理由たりえない。日米同盟の重要性についても、それだけで辺野古新基地建設を正当化するには論拠としては薄弱と言わざるを得ない。

とりわけ、「普天間基地移設」と一体として計画されている海兵隊のグアム移転に関し、移転費用の日本の資金分担比率を実態より過小に評価されるよう調整し、米海兵隊のグアム移転人数に水増し操作がなされていたことが判明し

たことは（2011年5月4日朝日新聞），新基地建設計画が情報操作による住民不在・国民不在の中で行われていることを白日の下にさらした。

また，米国は，2011年11月に，海兵隊を豪州北部のダーウィンに駐留させる計画を発表した。東南アジアと目と鼻の先にあるダーウィンへの米海兵隊駐留は，沖縄の地政学的優位性が消失することを意味し，沖縄への海兵隊駐留の必要性もなくなる。

もはや，辺野古新基地建設計画は正当性を見出せない。したがって，その遂行は許されず，即刻撤回されなければならない。

#### （6）“安全神話”の見直しを

東日本大震災による福島原発事故は，その危険性を無視又は軽視して作り上げた“原発安全神話”が幻想であったことを知らしめ，原発政策を見直す契機となった。

同様に，今，武力攻撃を前提にした辺野古新基地建設計画も，人権や環境，ひいては憲法を無視するかのように推し進められている。政府が同計画の錦の御旗として掲げる“安全保障”や“日米同盟の深化”が国民・住民不在の下で作られてきたことはいわゆる「密約」問題によって明らかにされた。原発事故の二の舞にならないようにするためにも，辺野古新基地建設が“安全神話”になっていないか，地域住民や国民，環境にとって真に安全なものであるのかが見直されなければならない。

### 5 結論

1944年3月に軍民が一体化された沖縄守備隊（第32軍）の創設以来，1972年の「本土復帰」以降も今日まで，沖縄県民は筆舌に尽せぬ被害を受け，重大な人権侵害に晒され続けてきている。

このような人権侵害・差別に沖縄県民は怒りを示している。私たちはこの怒りを共有する。日本政府は，東日本大震災後の2011年7月に松本龍復興担当大臣（当時）が岩手県及び宮城県の知事に対して「上から目線」の発言をしたり，被災地の復興に逆行するようなTPP（環太平洋連携協定）交渉手続参加を表明するなど，中央・強者本位の言動を重ねているが，こういった言動は地方差別の意識の表れではないであろうか。今こそ，個人，地域を尊重した政治が求められる。

私たちは，戦後66年を経過した今日においても沖縄県民が多大な犠牲を強いられている事実を改めて認識し，沖縄の地においても日本国憲法の基本原理がで

きる限り尊重されるべきことを確認した上、日米両政府に対し、沖縄県民の種々の基本的人権の基軸となる平和的生存権、そして沖縄県民が人間らしく生きる生活環境並びに豊かな自然環境を守るために、普天間基地の一刻も早い完全撤去の実現、及び辺野古への新基地建設計画の即刻撤回を強く求めるとともに、辺野古への新基地建設に向けた環境影響評価の評価書の提出にも断固反対し、提出の断念を強く求める。

以上